



◀ QR がついている記事は詳細情報をウェブで公開しています

お知らせ

5月31日は自動車税の納期限です

自動車税は、毎年4月1日現在の運輸支局の登録に基づいて課税される道税です。令和4年度の納期限は5月31日(火)です。必ず納期限までに納めましょう。

納税通知書は5月上旬に発送されますが、住所を変更された方や納税通知書が届かない方は「北見道税事務所納税課」までご連絡ください。

自動車税納税通知書(バーコードが印字されているもの)は、従来の金融機関のほか、指定のコンビニエンスストアから納税することもできます。平日や日中、仕事などで納税することができない方は、ぜひご利用ください。

事情があって「納期限までに納められない」または「一度に納められない」などのご相談については、北見道税事務所納税課までご連絡ください。

○問合せ

北見道税事務所納税課
(北見市青葉町6番6号 ☎ 25-8686)

固定資産税・軽自動車税の納期は5月31日

固定資産税・軽自動車税の納期は、5月31日(火)です。納期限内に必ず納めましょう。

○問合せ

町民課資産税係・町民税係 (☎ 47-2193)

耐震改修を行った住宅の固定資産税を減額

昭和57年1月1日以前に建てられた住宅について、平成29年から令和6年3月31日までの間に、耐震改修を行い完了した場合、1戸当たり120㎡分までの固定資産税を一年間2分の1に減額します。

減額を受けるためには、改修後3か月以内に建築士などが発行する「現行の耐震基準に適合した工事であることの証明書」を添付して町民課資産税係に申請してください。

○要件 工事費が50万円を超えること

○減額期間

改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税額に適用

○問合せ

町民課資産税係 (☎ 47-2193)

夜間納税相談および収納窓口開設のお知らせ

日中、仕事などの都合により、納税相談や納付に向くことが難しい方に、次のとおり夜間納税相談および収納窓口を開設します。

収納窓口では税のほか、使用料など(町に係るものに限ります)も納付することができます。

○とき 5月11日(水)・6月8日(水)
17時30分～20時

○ところ 町民課窓口

○問合せ 町民課町民税係 (☎ 47-2193)

身体障害者・知的障害者相談員へご相談ください

町は、身体障害者相談員・知的障害者相談員を委嘱しています。

身体障害者・知的障害者相談員は、身体障がい者の地域活動の推進、知的障がい者の養育、生活などに関する相談などをお受けしています。

個人の秘密は守られますので気軽にご相談ください。

○問合せ

福祉保健課社会福祉係 (☎ 47-5555)

■身体障害者相談員 ■知的障害者相談員



西山 孝正さん
日出町 (☎ 47-3558)



馬場 洋子さん
東 町 (☎ 47-3265)

行政相談委員に気軽にご相談を

国などの仕事やその手続き・サービスについて困っていることや苦情、ご意見、ご要望はありませんか。

個人の秘密は守られますので気軽にご相談ください。

◎道路の段差を改善してほしい

◎道路標識が分かりにくい

◎年金の通知が届いたが、よく分からない

◎雇用問題 など

○総務省行政相談委員

清井久美子さん(西富 ☎ 47-3738)

「行政苦情110番」(☎ 0570-090110) もご利用ください。

農薬の一層の適正使用を

残留農薬のポジティブリスト制度では、残留農薬基準値がない農薬に、0.01ppmという低い数値が基準値として設定されています。

基準値をオーバーしてしまうと、生産物の出荷停止・回収などの対応を求められる可能性があります。これまで以上に散布対象作物以外の作物への農薬飛散防止に気をつけなくてはなりません。

■農薬使用基準を必ず守りましょう(農林水産省の登録番号がある安全性の確認された農薬のラベルをよく読んで使うことが必要です)

①農薬に適用がない作物には使用しないこと

②定められた使用量または濃度を超過して使用しないこと

③定められた使用時期を守る

④定められた総使用回数以内で使用すること

○問合せ

農林商工課農政係 (☎ 47-2116)

春の農作業安全確認運動

■重点テーマ まずはワンチェック、ワンアクションで農作業安全

①トラクター転倒事故を防ぐため、ブレーキ連結ロック忘れに注意しましょう

②農作業に出る前に、どこで・どのくらい作業するかを家族に伝えましょう

③長時間の連続作業はやめましょう

○問合せ

農林商工課農政係 (☎ 47-2116)

水の事故に注意しましょう

各地で用水路などでの水難事故が絶えません。

かんがい用水路は、毎年5月上旬から9月中旬まで満水になっています。

子どもたちの水難事故を防ぐために用水路に近づかない、用水路では遊ばないなど普段から注意しましょう。

○問合せ 土地改良区 (☎ 47-3165)

放水による水位上昇に注意

土地改良区では、5月上旬から9月中旬まで、かんがい用水を取水します。

頭首工では、河川状態によって水門を開閉することがあり、下流の水位が急激に上昇する恐れがありますので、注意してください。

○問合せ 土地改良区 (☎ 47-3165)

地域協働の川づくり事業

この事業は、川沿いの自治会や河川愛護団体などの皆さんによる草刈りや伐採作業です。

北海道が河川を管理する上で、必要と判断する区域を行っていただきます。実施いただいた面積に応じた費用をお支払いします。

○申込み・問合せ

・オホーツク総合振興局網走建設管理部北見出張所河川係 (☎ 25-7311)

・建設課土木管理係 (☎ 47-2118)

ごみの不法投棄は犯罪

雪解けが進み、道路沿いや空き地などで、ごみの不法投棄が発見されています。

町では、不法投棄の発見や連絡があった場合には、北見警察署へ通報し、不法投棄者の捜査を要請します。

不法投棄は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」違反になりますので、絶対にしないでください。

○不法投棄の罰則

5年以下の懲役か1,000万円以下の罰金または併科(懲役、罰金の両方)。法人の罰金は上限額が3億円以下となります

○問合せ

町民課町民生活係 (☎ 47-2203)



ごみの屋外焼却禁止

ごみを屋外焼却する行為は、法律により禁止されています。野焼き、枝木やごみなどを焼却している光景が見られますので、やめましょう。

なお、法律には農業、林業を営むためやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却などは、例外規定で焼却できる場合があります。

認められる場合であっても消防への届け出が必要となります。

○問合せ

・町民課町民生活係 (☎ 47-2203)

・消防署訓子府支署 (☎ 47-2419)

森林法で定められている火入れについては「訓子府町火入れに関する条例」に基づき、事前の申請と許可が必要となります。

○問合せ

・農林商工課経済林務係 (☎ 47-2116)